

令和7年度
風力発電導入可能性調査事業補助金
公募要領

令和7年 5 月
沖縄県商工労働部産業政策課

目 次

1. 事業概要	3
(1) 目的	3
2. 事業内容	3
(1) 事業の対象	3
(2) 補助対象経費等 ①補助対象経費	4
(3) 応募を申請できる者	4
(4) 評価項目	5
3. 応募方法について	6
(1) 応募意思表明書の提出	6
(2) 応募書類の提出	6
(3) 留意事項	7
4. お問い合わせ先	7
(1) お問い合わせ先	7
① 問い合わせ先	7
② 質問期限	7
③ 問い合わせ内容の回答	7
5. 応募のスケジュール	8
6. 審査方法	8
(1) 一次審査(書面審査)	8
(2) 二次審査(プレゼンテーションまたは書面審査)	8
別紙1(補助対象経費)	9
別紙2(提出書類)	10

1. 事業概要

(1) 目的

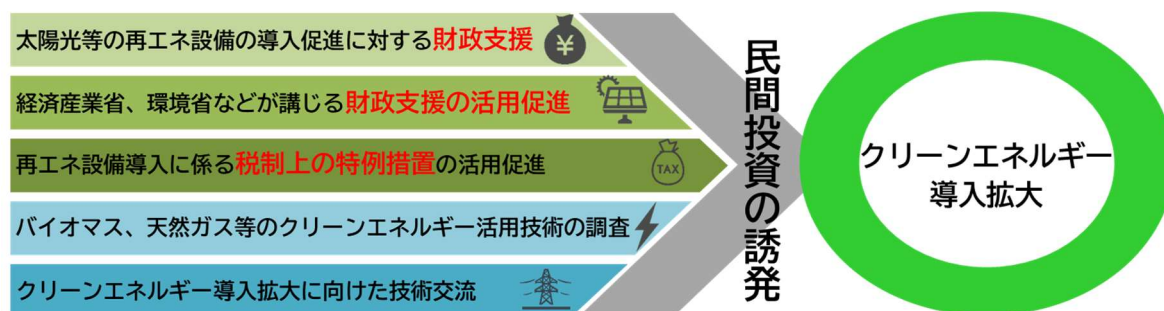
沖縄県は、令和 3 年 3 月に 2050 年度脱炭素社会の実現に向け、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」(以下「イニシアティブ」)を策定しました。

また、令和 4 年 3 月には、脱炭素に向けた世界的な潮流や国の動向等を踏まえ、イニシアティブを改定し、各数値目標(①再生可能エネルギー電源比率、②水素・アンモニア電源比率、③エネルギー自給率)の見直し及びアクションプランの強化等を行いました。

県では、イニシアティブで掲げる数値目標(①再生可能エネルギー電源比率、②水素・アンモニア電源比率、③エネルギー自給率)達成に向け、クリーンエネルギー導入拡大に向けた施策展開として、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に取り組んでいます。

本事業は、風力発電事業の検討に先立つ風況調査等を支援することで、県内における風力発電の事業化に向けた環境整備を促進し、ひいては再生可能エネルギー比率等を引き上げることが目的とします。

「財政支援の活用促進」等を積極的に展開し、地域特性にあったクリーンエネルギー導入拡大の民間投資を誘発



2. 事業内容

(1) 事業の対象

一般財団法人日本海事協会等が行うウィンドファーム認証(サイ件評価)に必要となる風況調査と同水準の調査で、以下①～③を満たすもの。

- ① 県内で風力発電事業の検討に先だって行われる風況調査等とする。
- ② 風況データの収集期間が 12 か月以上であり、当該年度に観測を開始するもの。
- ③ 風況観測の実施方法は、風況ポール及び風向風速計等の風況観測装置(鉛直ライダー等リモートセンシング機器を含む)を用い、適切な観測結果が得られるものであること。

(2) 補助対象経費等

①補助対象経費

本事業の補助対象経費は、風況調査等を開始する年度の補助の対象となる期間に計画される事業にかかった経費を対象とし、次年度以降の風況調査等の経費は対象としません。

②補助率

補助対象経費の3分の2以内

③補助金の限度額

1申請あたり 1,500 万円を上限とする。

④補助対象経費

別紙1のとおり

⑤利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。

(3) 応募を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、県内において事業活動を営んでいる法人とします。また、応募者(共同で申請する場合を含む)について、以下の要件を全て満している必要があります。

- 1)本事業を的確に遂行するために必要な人員、技術的能力、設備、経営基盤等を有していること。
- 2)本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 3)2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表事業者(以下「代表者」という。)を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。なお、代表者及び共同事業者は、事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。
- 4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。

<参考>地方自治法施行令第 167 条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第 1項各号に掲げる者

- 5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 35 号)第6条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 8) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- 9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- 10) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- 11) 事業終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。

(4) 評価項目

提出された実施計画書等について厳正に審査(書面選考)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

1) 事業の内容

- ① 事業目的が、下記の目標達成に向けた取組となっており、効果が期待できること。

【沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ】

- ・再生可能エネルギー電源比率:18%(2030 年度目標)
- ・エネルギー自給率:5%(2030 年度目標)

- ② 事業の方法、内容等が適切であること。

- ③ 事業の成果が明確で、かつ実現可能なスケジュールになっていること。

- ④ 早期の事業化が期待できること。

⑤事業化した場合、持続可能な仕組みとなっていること。

2) 遂行体制・業務実績

- ①事業を迅速かつ確実に執行できる体制となっていること。
- ②事業に必要な設備、経営基盤を有していること。
- ③国や自治体等からエネルギーに関連する委託・補助事業実施の実績があること。
- ④県や国が実施する以下の認証制度を取得している場合、加点対象とする。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナースhip構築宣言企業

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。
選定結果は通知しますが、選定結果に対するご意見への対応はできません。

3. 応募方法について

(1) 応募意思表明書の提出

本補助金に応募できる者は、あらかじめ意思表明を行った者に限る。

- ①受付期限: **5月29日(月)12時必着**
- ②提出方法: 応募意志表明書【様式0】によりメールで提出
- ③送付先 沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 宛
Email: <aa055204@pref.okinawa.lg.jp> (課代表メールアドレス)
※メール件名に「風力発電導入可能性調査事業補助金の応募意思表明」と記載。

(2) 応募書類の提出

別紙2(提出書類)に従い、応募書類を作成し、以下期限までに持参又は郵送にて提出して下さい。電子メール及び FAX による提出は受け付けません。提出された書類は返却しませんのでご了承下さい。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く 10 時から 16 時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「風力発電導入可能性調査事業に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(特定記録、簡易書留等)で送付下さい。

- ①受付期限: **6月3日(火)12時必着**
- ②提出方法: 別紙2(提出書類)に従い、メールで提出
- ③送付先 沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 宛
Email: <aa055204@pref.okinawa.lg.jp> (課代表メールアドレス)

※メール件名に「風力発電導入可能性調査事業補助金の応募申請」と記載。

(3) 留意事項

応募に必要な書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を公募期限までに提出してください。また、申請書類の電子データを記録したCD-R等のメディアもあわせて提出してください。

4. お問い合わせ先

(1) お問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、「様式3」の質問書をご提出ください。※様式3以外の質問(電話等)には対応できません。

① 問い合わせ先

沖縄県商工労働部産業政策課

Mail: aa055204@pref.okinawa.lg.jp

② 質問期限

5月26日(月) 12時

③ 問い合わせ内容の回答

問い合わせがありましたご質問の回答については、沖縄県産業政策課の HP に掲載しますので、ご確認ください。

5. 応募のスケジュール

募集開始から補助金の支払いまでに至るスケジュール(予定)の概略は以下のとおりです。スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります。

内 容	主体(提出場所等)	時 期
事業の公募	県	5月19日(月)
問い合わせ期限	事業者 → 県	5月26日(月)12時
申請意思表明書の提出期限	事業者 → 県	5月29日(木)12時
応募申請書の提出期限	事業者 → 県	6月3日(火)12時
選定委員会の開催	県	6月12日(木)PM 予定
補助対象事業の内定	県 → 事業者	6月中
補助金の交付申請	事業者 → 県	6月中
補助金の交付決定(決定書送付)	県 → 事業者	7月中
事業の実施	事業者	交付決定後から2月末
補助事業実績報告書の提出	事業者 → 県	事業の完了日から30日 を経過した日又は2月末の いずれか早い日
確定検査	県	3月上旬
補助金の確定(確定書類の送付)	県 → 事業者	3月中旬
補助金の請求	事業者 → 県	3月下旬
補助金の支払い	県 → 事業者	3月下旬

6. 審査方法

(1) 一次審査(書面審査)

沖縄県商工労働部産業政策課が書面審査を実施します。審査では、主に応募資格等の確認を行います。ただし、応募者が多数の場合、一次審査にて数社を選定することがあります。選定された提案者には、審査結果および二次審査の実施日時などを通知します。選定されなかった提案者には、審査結果のみを通知します。

(2) 二次審査(プレゼンテーションまたは書面審査)

選定委員会で2(4)の評価項目に基づき、提案内容を審査します。なお、プレゼンテーションについては、対面のほかオンラインでの説明も可とします。

別紙1(補助対象経費)

補助対象 経費区分	補助事業の内容	補助率
構築物 設置費	風況調査に必要な構築物の設置に係る本工事費及び附帯工事費等	2/3 以内
設計費	構築物等に係る設計費等	
機械 器具費	風況調査に必要な機械器具の取得費又は賃借料等	
調査 分析費	風況調査のデータ処理、解析、評価等に要する経費	

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

別紙2(提出書類)

風力発電導入可能性調査事業補助金 交付申請書 提出書類							
令和 年 月 日提出							
代表事業者名: ○○○○							
事業名	※全角30文字以内						
	提出資料		正本1部	副本7部 (委員配布 用※2)	様式	チェック	備考
	様式名	書類名(インデックス作成※1)					
1	【様式1】	応募申請書	○		指定		
2	別紙1	補助事業に要する経費	○		指定		
3	別紙2	補助事業の収支予算	○		指定		
4	別紙3	実施計画書	○	○	指定		
5	別紙4	事業概要 ※PowerPoint	○	○	指定		
6	別紙5	説明資料 ※イメージ写真など	△	○	任意		10枚以内を目安
7	【様式2】	誓約書	○		指定		
8	別添1-1	直近2事業年度の決算報告書又はこれに類する書類	○		自由		
9	別添1-2	登記事項証明書(全部証明書:発行後3ヶ月以内のもの)	○		定型		原本(副本はコピー可)
10	別添1-3	会社概要が分かる資料(会社概要、パンフレット等)	○		自由		副本はコピー可
11	別添1-4	共同事業者との契約書等(写)	△		自由		
12	別添2-1	実施体制表	○		自由		
13	別添2-2	実施スケジュール(工程表)	○		自由		
14	別添2-3	経費内訳表	○	○	自由		
15	別添2-4	経費内訳根拠資料(見積書、積算書)	○		自由		
16	別添3	再エネ比率向上効果がわかる資料	△	○	任意		
17	別添4	県や国の認証制度を取得している実績が分かる資料	△	○	任意		公募要領2(4)の評価項目参照

※1:プレゼンテーション時には、副本として提出した資料のみで説明をお願いします。
 ※2:書類提出にあたっては、「書類名」ベースでインデックスを作成し、書類の区別がしやすいよう整理してください。
 ※3:○提出必須、△該当する場合に提出
 ※4:様式中の例示・注釈文(朱書き部分等)は、提出時には削除してください。
 ※5:提案書の作成に当たっては、技術・専門的内容をわかりやすく伝えるための配慮をお願いします。

【提出部数】

提出物8部(正本1部、副本(写し)7部)

申請書類の電子データを記録したCD-RやUSB等 1部